

埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）（案）に係る県民コメント意見と県の考え方

1 意見募集期間

令和5年8月25日～9月22日

2 意見の提出者数及び意見件数

84件（個人15、団体7）

3 御意見及び反映状況

区分	件数
A 意見を反映し、案を修正したもの	14
B 既に案で対応済みのもの	2
C 案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	43
D 意見を反映できなかったもの	25
E その他	0
合計	84

番号	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
保険税の賦課徴収について				
1	保険税の引上げを行うべきではない。保険税の引下げを行うべき。	9	医療費適正化や収納率向上の取組などを更に進め、県全体の保険税負担の上昇を抑えていくとともに、被保険者の負担軽減も含めた国保財政の基盤強化のため、定率国庫負担の引上げなどについて、引き続き国に要望していきます。	C
2	保険税を低く抑える手立てをもっと研究してほしい。	1	医療費適正化や収納率向上の取組などを更に進め、県全体の保険税負担の上昇を抑えていくとともに、被保険者の負担軽減も含めた国保財政の基盤強化のため、定率国庫負担の引上げなどについて、引き続き国に要望していきます。 また、他県の状況なども情報収集し、好事例などがあれば参考にしていきます。	C
3	口座振替の原則化はすべきではない。	2	全国平均より低い収納率を引き上げるためには、収納率が高い口座振替の収納割合を高めることが有効であると考えています。このため、被保険者にとっても納め忘れがなくなるメリットのある口座振替を県内全市町村で原則とすることを目標に設定しました。	D

番号	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
4	差押えなどの収納対策がどう強化されているか具体的に示すべき。	1	納めたくても納められない被保険者については、納付相談を通じて個々の生活状況などを確認した上で、保険税の減免や納税猶予制度の活用のほか、適宜、福祉施策につなぐなど、市町村においてきめ細かく対応しています。一方、税負担の公平性の観点から、担税力があるにも関わらず保険税を滞納している被保険者には差押えを行っています。収納対策の強化については、運営方針P36に具体的な取組を示しています。	B
5	物価高騰で生活が苦しい中で滞納者が増加し、収納率が悪化するのではないか。	1	納めたくても納められない被保険者については、納付相談を通じて個々の生活状況などを確認した上で、保険税の減免や納税猶予制度の活用のほか、適宜、福祉施策につなぐなど、市町村においてきめ細かく対応していきます。一方、税負担の公平性の観点から、担税力があるにも関わらず保険税を滞納している被保険者に対しては差押えなど毅然とした対応を行うことにより、税収確保に努めていきます。	C
6	悪質な滞納者への滞納処分のみを強化し、生活が苦しい住民には分納を認めるべき。	1	滞納世帯に対しては、納税相談等を通じて、個々の生活実態や保険税を納めることが可能かどうか把握した上で対応を決めるよう、市町村に対して指導・助言をしています。	C
保険税水準の統一について				
1	保険税の引上げにつながる準統一は進めるべきではない。	2	保険税水準の統一は、国保財政の更なる安定化や被保険者間の公平性の確保につながるものです。 保険税の引上げにつながる主な要因としては、被保険者の高齢化や医療の高度化、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、一人当たりの医療費が増加していることが挙げられます。 準統一に向けて、医療費適正化や収納率向上の取組などを更に進め、県全体の保険税負担の上昇を抑えていくとともに、被保険者の負担軽減も含めた国保財政の基盤強化のため、定率国庫負担の引上げなどについて、引き続き国に要望していきます。	C
2	準統一は、県内市町村の実態や全国の動向をみながら、慎重に進めていくべき。	2	準統一については、第2期国保運営方針において令和9年度に実現することを目標とし、これまで各市町村において法定外繰入れの削減等の課題に取り組んできたところであり、第3期においても本目標を維持することとしました。 一方で、御意見のとおり、準統一に当たっては県内市町村の実態を把握した上で慎重に進める必要があるため、標準保険税率が大きく変動する場合は、本方針の中間見直し（令和8年度）の際に対応方法を検討することを案に加えました。	A

番号	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
3	新型コロナウイルスの影響が少なくなった直近のデータを基に、準統一の実施年度を決めていくことが重要ではないか。	1	準統一については、第2期国保運営方針において令和9年度の実現を目標として定めており、コロナ禍の影響も踏まえた上で本目標を維持することとしました。	D
4	社会保険への移行が増えている中で、法定外繰入れの解消や保険税の統一に向けた保険税の引上げは拙速ではないか。	1	保険税水準の統一については、第2期国保運営方針において準統一の目標年度を設定し、これまで各市町村において法定外繰入れの削減等の課題に取り組んできたところであり、第3期においても本目標を維持することとしました。 なお、御意見を踏まえ、準統一により、標準保険税率が大きく変動する場合は、本方針の中間見直し（令和8年度）の際に対応方法を検討することを案に加えました。	C
5	保険税水準の統一を遅らせてほしい。	1	保険税水準の統一については、第2期国保運営方針において準統一の目標年度を設定し、これまで各市町村において法定外繰入れの削減等の課題に取り組んできたところであり、第3期においても本目標を維持することとしました。	D
6	被保険者間の公平性の確保の前に、医療提供体制の格差、医師不足、医療機関不足を解消して、住民の不安を取り除いていくことが大切ではないか。	3	医療提供体制の確保については、国保の被保険者を含め、全ての県民が必要な医療を受けられるよう、引き続き取り組んでいくべき課題であると考えています。	C
7	医療提供体制の格差がある中で保険税水準の統一を進めるのは時期尚早ではないか。	3	本県は全国的にも医療費水準の格差が小さいことから、第2期国保運営方針において令和6年度から納付金ベースの統一を実施することとしました。 医療提供体制の確保については、国保の被保険者を含め、全ての県民が必要な医療を受けられるよう、引き続き取り組んでいくべき課題であると考えています。	C
8	医療提供体制の見通しについて記載すべき。	1	運営方針には記載しませんが、医療提供体制の確保については、国保の被保険者を含め、全ての県民が必要な医療を受けられるよう、引き続き取り組んでいくべき課題であると考えています。	C
9	準統一に向けて応益割を増やすと低所得者にとって高額な保険税となるため、税の公平性を担保する応能負担を中心に据えるべき。	1	応能応益割合は、国のガイドラインの原則を踏まえて、県全体でおおむね53：47となるよう設定します。 応益割については、低所得世帯に対する軽減措置が設けられていますが、今後も国に対して低所得者対策の拡充を要望していきます。	C

番号	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
10	準統一における応能応益割合では、低所得者の均等割が増えて滞納者が増えることにより、収納率が下がるのではないか。	3	納めたくても納められない被保険者については、納付相談を通じて個々の生活状況などを確認した上で、保険税の減免や納税猶予制度の活用のほか、適宜、福祉施策につなぐなど、市町村においてきめ細かく対応していきます。一方、税負担の公平性の観点から、担税力があるにも関わらず保険税を滞納している被保険者に対しては差押えなど毅然とした対応を行うことにより、税収確保に努めていきます。	C
11	保険税減免・減額の拡充を求める。	1	県内統一の減免基準の策定に当たっては、市町村と丁寧な議論を行い、県内の多くの市町村で実施している減免項目については統一基準に盛り込んでいます。低所得者や未就学児の均等割などを対象とした軽減制度の拡充については、引き続き国に要望していきます。	C
12	減免の県内統一基準について、生活保護基準での減免や均等割をなくすなどの措置を盛り込んでほしい。	1	県内統一の減免基準の策定に当たっては、市町村と丁寧な議論を行い、県内の多くの市町村で実施している減免項目については統一基準に盛り込んでいます。減免制度の在り方については、引き続き市町村と議論を行っていきます。	C
13	他県の市町村の減免制度も踏まえて、統一基準を定めるべき。	1	県内統一の減免基準の策定に当たっては、市町村と丁寧な議論を行い、県内の多くの市町村で実施している減免項目については統一基準に盛り込んでいます。減免制度の在り方については、引き続き市町村と議論を行っていきます。	C
14	保養施設利用助成事業は、国保加入者が対象のため、一般会計を財源とする案はやめてほしい。国保特別会計で実施できないのであれば、統一してやらないことを示してほしい。	1	同事業に係る費用は、保険税を財源としないことで統一していますが、一般会計事業に移行する場合の対象者などを含めた実施方法については、各市町村の政策的判断によるものと考えています。	D

番号	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
法定外一般会計繰入金等の削減・解消について				
1	一般会計からの法定外繰入金を財源として、保険税を引き下げるべき。	3	国保の安定的な財政運営のため、保険税の負担緩和を図るための法定外繰入れは解消していくべきと考えます。 なお、被保険者の負担軽減も含めた国保財政の基盤強化のため、定率国庫負担の引上げなどについて、引き続き国に要望していきます。	D
2	法定外一般会計繰入れの完全解消を市町村に求めるべきでない。	6	法定外一般会計繰入金は、国保財政の健全化を図る観点から削減が進められており、法定外繰入れを行っていない市町村もあります。県統一基準で算定した保険税に加えて、国保事業の財源に法定外繰入金を活用することは、法定外繰入れを実施していない市町村の被保険者と受ける被保険者サービスの水準などに差が生じることとなります。 このため、国保財政の健全化及び被保険者の受益と負担の公平性の観点から、全市町村で実施しないこととしました。	D
3	市町村の自主性を尊重し、決算補填等以外の目的の法定外一般会計繰入金は認めるべき。	2	法定外一般会計繰入金は、国保財政の健全化を図る観点から削減が進められており、法定外繰入れを行っていない市町村もあります。県統一基準で算定した保険税に加えて、国保事業の財源に法定外繰入金を活用することは、法定外繰入れを実施していない市町村の被保険者と受ける被保険者サービスの水準などに差が生じることとなります。 このため、国保財政の健全化及び被保険者の受益と負担の公平性の観点から、決算補填等以外の目的も含め、全市町村で実施しないこととしました。	D
4	国保法第77条に基づく減免に係る法定外一般会計繰入金を認めるべき。	1	準統一に当たり、法定外一般会計繰入金は解消することとしていますが、市町村の条例による減免については、県内統一基準に沿って実施された減免は全額、統一基準を超えて実施された減免（減免による実施が適切でないものは除く）はその一部を財政支援の対象としています。	D
5	決算補填等以外の目的の法定外繰入れの解消を急ぐ理由が分からない。	1	法定外一般会計繰入金は、国保財政の健全化を図る観点から削減が進められており、法定外繰入れを行っていない市町村もあります。県統一基準で算定した保険税に加えて、国保事業の財源に法定外繰入金を活用することは、法定外繰入れを実施していない市町村の被保険者と受ける被保険者サービスの水準などに差が生じることとなります。 このため、国保財政の健全化及び被保険者の受益と負担の公平性の観点から、決算補填等以外の目的も含め、全市町村で実施しないこととしました。	D

番号	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
6	P1の「課題」が分かりづらい。法定外一般会計繰入金が全国的に高い水準にあることを否定する根拠や負担の公平性を図るための県民にとっての改善策を明示するべきではないか。	1	法定外一般会計繰入金は、国保財政健全化の観点から、解消する必要があります。「課題」は、運営方針を策定する目的を説明する際の項目の一つとして、「現状」を踏まえた簡潔な記載としています。各課題の詳細は個別の章において記載しました。	D
7	法定外一般会計繰入金について、解消目標年次の根拠や解消のメリット、デメリットを示すべき。	1	令和9年度に保険税水準の準統一を実現するため、前年度の令和8年度の解消を目標としました。解消により、国保財政の安定化・健全化及び被保険者の受益と負担の公平性の確保につながるものと考えています。なお、解消を図るために、P16「④法定外一般会計繰入金等の削減・解消のための取組」に記載の取組を実施するため、被保険者にはそれらの取組の影響があります。	B
8	法定外一般会計繰入金の削減額と同等の額が保険税の増税になっていることを明記すべき。	1	法定外一般会計繰入金は、保険税の引上げのほか、収納率の向上や医療費適正化、国・県の交付金の確保など複数の取組によって削減しています。各取組の影響額を算出することが困難なため、御意見のような記載は困難ですが、運営方針P16「④法定外一般会計繰入金等の削減・解消のための取組」に具体的な取組を記載しています。	D
公費の拡充について				
1	国庫負担の増額を要望してほしい（国庫負担の減額には反対してほしい。）。	10	御意見を踏まえ、被保険者の負担軽減も含めた国保財政の基盤強化のため、定率国庫負担の引上げなどについて、引き続き国に要望していくことを案に加えました。	A
2	国庫負担の増額の要求や県の一般会計からの繰入れにより、保険税を引き下げるべき。	4	県では、市町村国保の安定的な財政運営のため、令和5年度は約549億円を予算計上し、そのうち約153億円は低所得者対策に充てています。県としてこれ以上の財政支援は困難ですが、国に対し、低所得者対策の拡充や定率国庫負担の引上げなどを引き続き要望していきます。	C
その他（全体）				
1	レセプト点検について、機械的に適応症を当てはめるだけの点検、医療内容に立ち入る点検、民間業者に丸投げする点検などは、やめるべきである。	1	レセプト点検については、国民健康保険団体連合会が行う審査だけでなく、各市町村が保険者として請求内容の確認を行うよう指導を行っているところです。引き続き、市町村と共に主体的に点検する体制を構築し、効果的な点検調査の実施を図っていきます。	C
2	医療費削減の必要性から、療養費の患者調査の実施率目標を100%にするべき。県が未実施市町村を訪問するなどの支援をしてほしい。	1	療養費の患者調査を実施していない市町村については、指導助言において指摘を行い、改善を求めているところです。引き続き指導を行い、まずは全国平均値を目指し、達成状況に応じて目標設定の見直しを検討していきます。	C

番号	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
3	特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の向上における目標が高すぎる。	1	国が保険者毎の目標値を設定しており、県も国に準じた目標値を設定しています。引き続き目標達成に向けて効果的・効率的な取組を推進していきます。	C
4	「受診勧奨・利用勧奨の強化の主な取組」として、健診の無料化や健診受診者への特別手当等の取組が必要ではないか。	1	既に7割強の市町村が健診の無料化を実施しています。また、健診初回受診者や3年連続継続受診者には地域振興券や健康関連グッズ等のインセンティブを付与している市町村もあり、これらに対しては財政支援を行っています。	C
5	ジェネリック医薬品の処方について、国の目標値との比較ではなく、主治医による判断を尊重する旨を、被保険者に啓発・周知するべき。	1	市町村が被保険者あてに発行する利用差額通知において、ジェネリック医薬品を使用するに当たっては、かかりつけ医や薬剤師に相談するよう周知しています。	C
6	流通量が少ない今、ジェネリック医薬品を推奨するべきでない。	1	ジェネリック医薬品は、保険者の医療費適正化を推進する上で必要であり、また、患者の負担軽減にもつながるため、供給量に注意しながらも使用を促進するべきと考えます。	D
7	病気予防の考えを浸透すべく、食事や運動など日常に取り入れやすく負担感のないものの提案など、実行と発信の強化をお願いしたい。	1	県民の皆様が歩数計を使ってウォーキングを楽しく続けられ、健康づくりを進めていただく「歩数管理アプリ」を運営しています。取組内容については、県ホームページや広報紙で逐一周知しています。食事については、特定保健指導や、各保険者における健康教室等の中で栄養教室を実施しています。引き続き取組を推進していきます。	C
8	効果的な「健康長寿埼玉プロジェクト」の取組は住民に行き渡るようにしてほしい。	1	「健康長寿埼玉プロジェクト」の取組内容については、県ホームページや広報紙で逐一周知しています。また、一部の事業については市町村と連携し広報を行っています。引き続き周知に努めていきます。	C
9	「健康日本21（第2次）」で示されている「社会環境の質の向上」策の充実強化により、被保険者が健やかで心豊かに生活ができる社会の実現を目指してほしい。	1	「歩数管理アプリ」や「健康長寿サポーター」の養成、「健康経営認定制度」等の取組を行うことで、地域における健康づくりの取組を促進し、誰もが、毎日が健康で、医療費が少なく、生き生きと暮らすことができる「健康長寿社会」の実現を目指していきます。	C
10	全国的に実施しているオンライン資格確認等システムの活用については、県の運営方針に示す必要性があるのか。	1	オンライン資格確認等システムは、現在、既に全市町村で運用されていることから、本運営方針に記載する必要はないと判断したため削除しました。	A

番号	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
11	専門的事項が多く分かりにくい。被保険者にどういった影響があるかなどが県民に伝わる内容とすべき。	1	国保運営方針は各市町村と共通認識の下、一体となって財政運営や保険者としての事務を実施するために策定しています。国保財政の制度が非常に複雑になっている中、専門的な事項が多くなっていますが、第3期運営方針では、現状を示すデータや保険税水準の統一の意義などを追加したほか、専門用語に注釈を加えたり、極力平易な言葉を使ったりするなど県民の方にも分かりやすい内容となるよう努めました。今後も市町村と連携しながら、国保事業について県民への周知を行っていきます。	D
12	法定外一般会計繰入金の解消や保険税水準の統一など国の方針に従うだけで、県内市町村の事情を踏まえておらず独自性がない。	1	国保運営方針における取組は、国の方針を踏まえつつ、県内市町村との議論や埼玉県国民健康保険運営協議会の答申を経て、県内市町村の実情を反映させた内容となりました。保険税水準の統一では、統一の進め方や各項目の取扱いなど本県独自の内容となっています。	D
13	県民全体と国保加入者の年収の違いを運営方針に明示すべき。	1	御意見のとおり、市町村国保には構造的な問題がありますが、国保運営方針は各市町村と共通認識の下、一体となって財政運営や保険者としての事務を実施するために策定するものです。このため、被用者保険と比較したデータは掲載しませんが、国に対し、低所得者対策の拡充など被保険者の更なる負担軽減に取り組むよう、引き続き要望していきます。	C
14	埼玉県国民健康保険運営協議会委員の選出方針を記載すべき。	1	国保運営方針は各市町村と共通認識の下、一体となって財政運営や保険者としての事務を実施するために策定するものです。知事の附属機関である国保運営協議会委員の選出方針の記載は、本方針の性質上なじまないものと考えています。	D
15	国保被保険者一人当たりの所得が全国で4番目に高いとするデータだけの記載では、可処分所得が少ないことが分らず恣意的である。	1	一人当たり所得の全国順位は、国民健康保険制度における本県の状況を示す事実の一つとして掲載しており、それ以上の意図はありません。	D
16	被用者保険と比べ国民健康保険の被保険者がいかに負担が重いか示すべき。	1	御意見のとおり、市町村国保には構造的な問題がありますが、国保運営方針は各市町村と共通認識の下、一体となって財政運営や保険者としての事務を実施するために策定するものです。このため、被用者保険と比較したデータは掲載しませんが、被保険者の所得に占める保険税の割合が、他の医療保険制度と比べて高くなっていることを案に加えました。県としては、国に対し、低所得者対策の拡充など被保険者の更なる負担軽減に取り組むよう、引き続き要望していきます。	A
17	運営方針には、財政健全化ではなく、県が楽に財政運営したい印象が見受けられる。	1	県は財政運営の責任主体として、持続可能で安定的な国民健康保険の運営を図るための取組を進めていきます。	C